

鳥取市脱炭素先行地域づくり既存住宅断熱改修促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和5年4月28日に国から選定された鳥取市脱炭素先行地域計画に基づく脱炭素先行地域づくり事業を着実に実行し、脱炭素先行地域に選定されたエリア（若葉台北一丁目から若葉台北六丁目まで及び若葉台南一丁目から若葉台南七丁目まで並びに佐治町全域の区域をいう。以下「脱炭素先行地域選定エリア」という。）において2030年度までに民生部門における電力消費に伴うCO₂排出量実質ゼロを確実に実現するとともに、地域課題を解決し、住民の暮らしの質の向上を目指す地域脱炭素の各種取組を進めるため、既存住宅等の断熱化に資する事業に対し、予算の範囲内において鳥取市脱炭素先行地域づくり既存住宅断熱改修促進事業費補助金（以下「本補助金」という。）を交付することについて、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日付け環政計発第2203301号。以下「国要綱」という。）及び地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日付け環政計発第2203303号。以下「国要領」という。）において使用する用語の例による。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本補助金の交付の申請をする時点において、脱炭素先行地域選定エリア内に専用住宅を所有し、かつ、現に居住する個人（当該住宅を住所として本市の住民基本台帳に記録されている者に限る。次号において同じ。）
- (2) 第10条の規定による実績報告書を提出する時点において、脱炭素先行地域選定エリア内に専用住宅を所有し、かつ、現に居住する個人

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる市税等を滞納している者は、交付対象としない。

- (1) 市税
- (2) 国民健康保険料
- (3) 後期高齢者医療保険料
- (4) 介護保険料

- (5) 保育所保育料
- (6) 下水道使用料
- (7) 下水道受益者負担金

(補助対象事業)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表第1欄に掲げる事業であり、かつ、別表第2欄に定める要件を満たす事業とする。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、別表第3欄に定める経費から次に掲げる補助金等を除いたものとする。

- (1) 本補助金以外に交付される補助金等
- (2) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象事業費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。）
- (3) その他市長が適当でないと認める経費

(補助金の算定等)

第6条 本補助金は、補助対象経費の額に別表第4欄に定める補助率を乗じて得た額（千円未満の端数は、これを切り捨てる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、別表第5欄に定める額を限度額とする。

(交付申請)

第7条 本補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める日までに規則第4条の申請書を市長に提出するものとする。

2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号、第2号及び第4号に定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 鳥取市脱炭素先行地域づくり既存住宅断熱改修促進事業計画書（様式第1号）
- (2) 費用の総額及び内訳のわかる書類
- (3) 改修箇所に係る改修前の写真・改修箇所の図面等施工箇所のわかるもの
- (4) 改修に用いる断熱材、建材等の製品に係る型式及び性能を確認できる書類（カタログ等）
- (5) 対象建物の延べ床面積及び改修率を確認するための改修箇所、補助対象床面積等を確認できる平面図

- (6) 3者以上の見積書又は業者選定理由書
- (7) 交付を受けようとする者に係る住民票の写し（第3条第1項第1号の要件に該当する場合に限る。）
- (8) 対象建物の登記事項証明書（第3条第1項第1号の要件に該当する場合に限る。）
- (9) 納付状況確認同意書

（承認を要しない変更）

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 2割以上の減額を伴う変更

（着手届を要しない場合）

第9条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号に規定する市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しない。

（実績報告）

第10条 本補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業の完了、中止若しくは廃止の日から30日を経過する日又は本補助金の交付決定のあった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、規則第12条の実績報告書を市長に提出しなければならない。

2 規則第12条の実績報告書に添付すべき同条第1号、第2号及び第4号に定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 鳥取市脱炭素先行地域づくり既存住宅断熱改修促進事業報告書（様式第2号）
- (2) 補助事業に係る契約の証拠書類
- (3) 施工業者が発行した領収書及び費用内訳書の写し
- (4) 施工前の状況と対比可能な施行後の完了写真
- (5) 交付を受けようとする者に係る住民票の写し（第3条第1項第2号の要件に該当する場合に限る。）
- (6) 対象建物の登記事項証明書
- (7) その他市長が必要と認める書類

（財産の管理）

第11条 本補助金の交付を受けた者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、本補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 規則第16条ただし書の市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）により定められた期間とする。
- 3 規則第16条第4号の市長が定めるものは、全ての対象設備とする。
- 4 本補助金の交付を受けた者は、処分制限期間内に規則第16条本文の規定による市長の承認を受けようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。ただし、天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で対象設備を処分する場合は、事後の提出を認めるものとする。
- 5 本補助金の交付を受けた者は、対象設備の処分により収入があったときは、当該収入があったことを知った日から5日以内に、市長にその旨を報告しなければならない。
- 6 前項の場合において、市長がその収入の全部又は一部に相当する額を市に納付するよう指示したときは、本補助金の交付を受けた者は、これに従わなければならない。

（協力）

第12条 市長は、本補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じて対象設備の導入の効果検証データの提供その他協力を求めることができるものとする。

（帳簿等の整備）

第13条 本補助金の交付を受けた者は、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

（調査）

第14条 市長は、本補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要に応じて、施工完了後の状況等について、調査することができる。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、本事業を所管する部長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和5年8月29日から施行する。

（要綱の失効）

- 2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

- 3 この要綱の失効前に、この要綱の規定に基づき交付の決定がなされた補助対象事業については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

別表（第4条、第5条、第6条関係）

1 補助対象事業	2 補助対象要件	3 補助対象経費	4 補助率	5 限度額
既存住宅断熱改修事業 （既存住宅に高性能建 材（ガラス・窓・断熱 材・玄関ドア）を導入 し断熱改修する事業を いう。）	（1）国要領別紙1の 1（2）ウ（ス）に 規定する要件 （2）規則第7条第1 項に規定する交付 決定通知書の交付 を受けた日以降に 着手し、かつ、交付 決定を受けた年度 の2月末日までに 完了する事業であ ること。	国要領別表第1に 規定する経費	2/3	（1）戸建て住宅の場合 1戸あたり120万円（このうち、 玄関ドアの上限は5万円） （2）集合住宅の場合 1戸ごと15万円（このうち、玄関 ドアの上限は5万円）